

新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第6回）

日 時 平成 26 年 11 月 27 日（木）13：00～17：30

場 所 航空会館 大ホール

参加者 ゲストスピーカー：4 名

関東地域の水道行政部局及び水道事業者：70 名

1 開会

2 主催者挨拶

厚生労働省健康局水道課長 宮崎 正信

3 新水道ビジョンの概要説明 [資料-1]

厚生労働省健康局水道課 技術係長 吉田 勝利

4 先進事例の紹介

(1) お客様と協働した取組み～ウォーターメイトなど～ [資料-2-1]

▼ 発表者

木下 英二 様（千葉県水道局技術部計画課おいしい水づくり推進班 班長）

(2) 利根川・荒川水系を水源とする水道事業者の連携 [資料-2-2]

▼ 発表者

高橋 和彦 様（東京都水道局浄水部 水質担当課長）

(3) 川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組み [資料-2-3]

▼ 発表者

江頭 徹夫 様（川崎市上下水道局水道部 施設整備担当課長）

(4) かながわ方式による水ビジネス～箱根地区水道事業包括委託～ [資料-2-4]

▼ 発表者

児玉 政一 様（神奈川県企業庁企業局水道部計画課 副主幹）

5 グループディスカッションの説明 [資料-3]

6 グループディスカッション

5つのグループに分かれてディスカッションを行った。なお、発言内容が多岐にわたることや、参加者個人の自由意見であること等から、発言内容を集約してとりまとめている。

グループ 1

木下 英二 様（千葉県水道局技術部計画課おいしい水づくり推進班長）をはじめとして、「お客様と協働した取り組み～ウォーターメイトなど～」をテーマにグループ討議を行った。はじめに、千葉県における取り組みが開始に至るまでの話題など、より詳細な情報提供がされた後で、質疑や各事業体の取り組みについて情報共有しながら、事業規模の違いなども含めた多様な立場でのお客様と協働した取り組みの方向性について討議が行われた。

○ 千葉県における取り組みについて、前半の部の説明の補足も踏まえて以下の話題提供がされた。

[取り組み開始に至るまで]

- ・ 情報の公開は批判を受ける可能性があるため結果的に PR が消極的になるなど、当初は非常に苦労したが、最終的にはトップダウンで実行に移された。
- ・ 「水の安全性に不安/おいしくない」と思っているお客様がいることを公開した。役所の体質を考慮すれば非常に勇気が必要であったが、結果的には取り組みの一步とすることができた。
- ・ 先進的な取り組みをしている東京都に水道出前講座の取材を行った。先進事例に倣いながらも、千葉県水道局のマスコットキャラクター；ポタリちゃんを有効活用するなど、オリジナリティの創出に努めた。
- ・ 若い職員が中心となって PR に関するアイデアを出す機会を設けた。

[取り組みの具体]

- ・ お客様からの要望をすべて一度に対応するのではなく、取捨選択して徐々に対応する範囲を拡大している。
- ・ 専門用語を可能な限り使用しないように説明することを心がけている。
- ・ 残留塩素の違い等は味覚の個人差が大きいため、浄水場でできたての水道水を試飲していただく機会を設けると同時に、試飲者に対して水道水とペットボトルの金額差を伝えるなど、さまざまな取り組みを組み合わせを行い、お客様に理解を求めている。

[将来的な取り組み／展望]

- ・ ”千葉県”水道局であるため、千葉県全域を対応していると認識されて給水区域外のお客様から申し込みされることがある。たとえば県全体で協働に向けた取り組みを行いたい。

○ 各水道事業体でのお客様と協働した取り組みに関して、以下の意見が述べられた。

[先進的な取り組み]

- ・ 小学校の要望を受けて水道キャラバン（民間のイベント会社に委託）・ビデオの聴講を行い、水道の大切さを教える機会を設けている。
- ・ 工事現場を公開することで、状況を理解いただく機会を設けている。
- ・ 消火栓を活用し、消防団（地元住民）と連携して消火・応急給水に活用できるようにする。
- ・ 災害時に職員は給水車や施設等への配置となるため、応急給水の訓練を管工事組合等の業者と地域の住民で連携して行っている。

[取り組みへの課題]

- ・ 水道週間に限定した取り組みしかなく、住民へのPR活動には改善が必要。
- ・ 直結給水はしているが、小学校によっては水筒持参が指示されているため蛇口から水を飲む習慣を身につけていただくことが難しい状況にある。
- ・ 業務委託を行っているため、お客様と直接接してニーズや苦情等をお聞きする機会がない。
- ・ 水道水が飲用可能であることに関する広報が不足していると苦情を寄せられたことがある。
- ・ 日常業務の合間に取り組むため、物理的に実施可能な量が存在する。
- ・ 水道水の安全を優先するため、お客様との協働まで考慮できていない状況にある。
- ・ 水源が地下水である場合、表流水を原水とする一般的な浄水過程のイメージと異なり、状況を伝えることが難しい。
- ・ 効果の測定・評価が難しいために財源が削減されてしまい、結果として取り組み自体ができなくなる悪循環に陥りやすい。
- ・ 消火栓などの施設を対象とした取り組みの場合、水道の専門家ではないお客様に施設を操作させる意味でリスクが存在する。

○ 各水道事業体で協働を進めるための方法について、以下の意見が述べられた。

- ・ 各事業体として、その場対応ではなく、一定の方針をもって取り組む。
- ・ 取り組みにお客様が参加をしていただく機会を設けることで、理解をしていただくことにつながり、結果として水道サポーターを増やしていく好循環となる。

例えば

- ・ 小学校と連携し、子どもが親に水道水のおいしさなどを伝えることができる取り組みを行う（地域によって状況が異なるため PTA や両親なども巻き込むような取り組みが必要）。
 - ・ 自助／共助／公助の観点で、市民を巻き込む形で、地域に根ざした取り組み（訓練等は別途行うことを前提として）を行う。
- ・ 安全・豊富・低廉が基本であるが、現在は「おいしさ」の先：環境面や家庭への影響などを提示していく必要がある。
 - ・ 苦情になりがちな現場なども含めて、情報を公開する（お客様の立場に歩み寄る）。
 - ・ 新たな取り組みをゼロから行うのではなく、従前より行っている取り組みを少し改善すること（フォントを変える／マスコットキャラクターを活用する／工事で住民に配布している定型資料に PR の一文を加える／広報の既存枠の内容を工夫するなど）からスタートする（先進事例で真似できそうなところを取り入れることも重要）。
 - ・ 苦情を記録簿に整理するなど、データを蓄積することでお客様のニーズを把握し、取り組みに反映させる。
 - ・ 若手職員が取り組む機会を設けることで育成の場／意識を向上させる場とする。たとえば水道出前講座は、小学生への指導を通して水道の知識を得る機会、感謝される等のポジティブな接触機会を経験することが可能である観点で、人材育成の観点からも活用が可能である。
 - ・ 「水道」という名前で共通の情報提供を、たとえば首都圏の事業者で連携して行っている（「首都圏 New! 水道水キャンペーン」）が、このように都道府県の垣根を越えて事業者同士が連携して行うことでより効果的・効率的な PR ができる（たとえば関東エリア対象の TV 広告、事業者を横断する電車路線内の範囲での車内広告の活用など）。本手法はソフト面の広域化にも通じる取り組みと考えられる。
 - ・ 協働の連携に関して、県と市の役割が整理されていると行動に移しやすい。

グループ 2

高橋 和彦 様（東京都水道局浄水部水質担当課長）をはじめとして、「利根川・荒川水系を水源とする水道事業者の連携」をテーマにグループ討議を行った。

- 水質事故等の連絡・連携方法について、以下の話題提供があった。
 - ・ 流域の水道事業者間で連絡協議会を組織し、流域の水質事故情報連絡体制を確立しており、異常が発見された場合は、24 時間体制で情報が行き渡る仕組みになっている。また、河川管理者等流域の関係機関で組織した水質汚濁協議会からも情報を入手している。最下流に位置する地点から取水しているため、このような情報が非常に役立っている。
 - ・ 常駐の浄水場に、ほぼリアルタイムで水質事故等の連絡が届き、そこから関係部署に連絡を行っている。
 - ・ 的確に水質事故等の情報を伝えることができ、土日祝日でも確実に連絡するための方法（FAX、メール等）を検討している。
 - ・ かつては関係部署に水質事故等の情報を送付する前に、情報がある程度選別していたが、現在は万全を期すため、規模の大小に問わず全て送付している。
 - ・ 5 事業体（群馬県企業局、埼玉県企業局、北千葉広域水道企業団、千葉県水道局、東京都水道局）による水源河川水質調査等の連携では、過去の検出値等から速報基準を設定し、その値を超えた場合に水質事故等の情報を連絡している。
 - ・ 水源付近で魚を飼育されている民家があり、その魚に異常があった場合には、すぐに連絡を頂くようにしている。
- 事故情報の取り扱い方について、以下の話題提供があった。
 - ・ 事故情報には、軽微なものから甚大なものまで、多種多様なものがある。また、水質事故等の第一報は、詳細に書かれていない。このような状況で、水質事故に関連する影響を予測することになるため、判断に苦労を要している。
 - ・ 平成 24 年に発生した利根川水系ホルムアルデヒド水質事故（以下、ホルムアルデヒド水質事故と表記）では、定期水質検査において通常より高い濃度のホルムアルデヒドが検出されたため通知を行っており、事故自体が判明するまでの間は、各事業体によって情報の取り扱い方が分かれた。
 - ・ 水質事故マニュアルで判断の目安（本川に影響がある場合や危険物の場合等）を記載している。
 - ・ 過去の水質事故事例を基に、対応の必要性の有無を判断できるシステムの構築を検討している。
 - ・ PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

の情報を利用したシステムの構築が複数の機関で行われているため、これらの情報を関係機関で共有できると良い。

- 水質事故等の注意喚起方法について、以下の話題提供があった。
 - ・ 管内の工場等に注意喚起の文書を送付し、内容によっては損害賠償を伴うこと、刑法によって罰せられることなどを事前にお知らせしている。
 - ・ 県の行政部局から、灯油の保管についての注意喚起を各市町村長宛に送付している。
 - ・ ホルムアルデヒド水質事故では、当該業者が平成 15 年にも問題を起こしていたため、被害のあった事業体が協同して、損害賠償（残業代、薬品代など）の請求を行っている。
 - ・ 上流域で重油が流出し、取水口付近でにおいが発生した際に、注意喚起及び損害賠償を請求した事例を聞いたことがある。
- 測定頻度の考え方について、以下の話題提供があった。
 - ・ 水質の安全性を常時確保するための手法を確立していく必要があると考えている。
 - ・ 対象の水質項目を直接測定できない場合でも、代替的に測定できる計器が存在する可能性がある。
 - ・ 水質監視計器を導入する際は、PRTR の化学物質を排出量の多い順にスクリーニングし、その中で特に毒性が強い物質を測定できる計器を優先的に導入することが考えられる。
 - ・ 油の流出事故は発生件数が多いため、油分計を導入すると効果的ではないか。
 - ・ 油分計やシアン計などの高価な水質監視計器について、補助金等のサポートがあると、導入が進み、水質事故に対する対応がとりやすいのではないか。
 - ・ 単独で水質監視計器を導入することができなかったため、関係する協議会や事業体でお金を出し合って計器を設置したことがある。
- その他、以下の話題提供があった。
 - ・ 平成 26 年 4 月に公布された水循環基本法では、流域事業体の連携について、事業体が施策に積極的に反映させることを求めている。
 - ・ 水源としている地下水で、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の検出値が急激に上昇し、水源確保の面で問題になっている。原因としては、農業用の肥料、生活排水系（畜産）等の影響が考えられる。
 - ・ 近年発生している集中豪雨等によって、ラグーンで保管している堆肥が流出している可能性があり、問題になっている。
 - ・ 水源が山中にあるため、目が届きにくく、監視や管理が大変な状況にある。
 - ・ 水系単位で協同して実施する事業について、補助金等のサポートがあると、整備が進み、水質事故に対する対応がとりやすいのではないか。

江頭 徹夫 様（川崎市上下水道局水道部 施設整備担当課長）をはじめとして、「川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組み」をテーマにグループ討議を行った。

○ 川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組みについて、以下の質疑応答があった。

- ・ 再構築計画策定（給水能力の見直し）に至った経緯はどのようなものか。局の自発的なものであるか。

→ 基本的には、局内部から自発的に策定したものである。将来も安定した経営基盤を築くことを考えたとき、給水能力と配水量のかい離については、以前より局内でも問題として認識していた。このため、平成 13 年度に「中長期展望」を策定し、平成 17 年度に「中長期展望」を見直し、平成 18 年度に「川崎市水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」を策定した。

- ・ 外部の有識者の検討会は開催されたか。

→ 再構築計画については、経営企画担当の部署で検討を重ねた。最終的に事業をどうするかについては議会等へ報告しており、議会の承認を得ている。

- ・ 水利権はどう扱ったか。

→ 潮見台浄水場は休止として位置づけており、現在でも水利権は保有している。

- ・ 企業団の取水地点は遠方であり、標高も低く見受けられるが、企業団受水量を維持することは、潮見台浄水場を廃止することよりもエネルギーを多く消費しているのではないか。こういった点で企業団受水量の維持となったのか。

→ 県全体でみれば企業団の施設は有利な配置となっている。また、昭和 44 年から企業団に参画しており、現在までの企業団への投資や企業団の比較的新しい施設の活用等を考慮し、計画を決定した。県内では、広域化の議論もされており、今後、この中で県全体としての水源利用について検討していきたいと考えている。

- ・ 配水池の更新計画はあるか。

→ 中期計画等に基づき、平成 30 年度までに耐震化率約 96%を目指し、耐震補強と更新の 2 本立てを実施している。なお、基本的に配水池は 2 池以上となっており、片配運用にて耐震補強と更新を実施できるだけの能力を有している。

- ・ 管路についてもダウンサイジングを考慮しているのか。
→ 送水系統は今のところダウンサイジングは予定していない。配水管は以前より、ダウンサイジングを考慮した最適な口径へ更新時に布設替えしている。

○ 施設の老朽化、耐震化対策についての各事業体より状況を報告し、情報の共有を図った。

[水道用水供給事業]

- ・ A 事業体：水道施設（管路を除く）の更新については、目標を設定し実施しているものの遅れ気味である。底上げを図りたい。管路の更新については、特に液状化可能性地域について更新を重点的に実施しているところであるが、なかなか耐震化率が上がらないのが現状である。
- ・ B 事業体：とある路線で高い管路被害率が想定され、どう耐震化を図るのか答がでていない状況である。送水管は大口径であり、仮設配管では更新工事に対応できないため新ルートに布設する必要があると思われる。耐用年数を超えていない管路の耐震化について、どうあるべきか判断していきたい。

[水道事業体]

- ・ C 事業体：水道施設は耐震化されており、他事業体と比較して高い耐震化率を有している。今後はダウンサイジング等を踏まえて施設を再構築していく。
- ・ D 事業体：耐震診断を行い、管路を除くすべての水道施設は耐震化済である。いくつかの水管橋がレベル 2 未対応となっており、現在はこれらの水管橋の耐震化を進め、来年度完了予定である。埋設管路については、ソフト面や資機材の充実化を図っている。
- ・ E 事業体：今後 30 年後まで人口が微増すると予測されているものの、水量については伸び悩んでおり、経営は厳しい状況にある。このため、現在は、日々の修繕により水道施設を延命化している。また、採用する耐震型継手の最小口径を 75mm から 50mm に変更し、耐震化率の向上を図っている。
- ・ 島しょ部：水道施設が老朽化しており、更新が必要であるが用地が不足している。施設更新時でも通常の水運用ができるバックアップを有していないと、施設更新（耐震化）が進まないのではないかと。
- ・ F 事業体：配水池更新のための用地を確保したが、水道用水供給事業から受水しており、更新用地への送水管を本事業体の費用負担で移設しなければならず、事業費が増大するという問題が生じた。このため、既存の配管を生かして更新できないか検討しているところである。また、この他の配水池についても耐震化を図っているところである。ただし、需要が増大する時間帯のみ稼働している配水池については、今後の水需要減少を鑑みると、廃止も含めて検討していく必要があると考えている。さらには、地下水の規制があることから、自己水（地下水）と受水の割合についても、検討している

ところである。

- ・ G 事業体：市町村合併により、大小あわせて 40 箇所程度の浄水場を有している。そのうち半分は深井戸を水源としており、残る半分は受水施設である。老朽化した施設については、財政収支見通しも含めて今後どうしていくべきか検討しているところである。

○ アセットマネジメントの実施状況について報告し、情報の共有を図った。

- ・ 過去にアセットマネジメントを実施している。今後、新水道ビジョンを踏まえた水道事業ビジョンの改訂とあわせてアセットマネジメントを実施したいと考えている。
- ・ 新水道ビジョンを踏まえた水道事業ビジョンの改訂に向けて着手したところであり、これにあわせてアセットマネジメントの作業を始めたところである。アセットマネジメントを実施するにあたり、保有するデータ（固定資産台帳、工事台帳等）が整合していない部分もあり、その精査に苦慮している。
- ・ アセットマネジメントについては進んでいないのが現状である。資産台帳の再整備を進めている段階である。
- ・ アセットマネジメントは実施済みである。ただし、見直しの時期については定かではないことから、アセットマネジメントの重要性を発信しつつ定期的に見直しを図りたいと考えている。

○ この他、次の意見が挙げられた。

- ・ 水道施設の更新にあたり、今後はコンセッションを踏まえて検討がなされていくのではないかと。

グループ 3 - 2

澤登 光彦 様（川崎市上下水道局水道部水道計画課長）をはじめとして、「川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組み」をテーマにグループ討議を行った。

- 川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組みについて、質疑に答ながら以下の話題提供があった。

[施設能力]

- ・ 再構築計画における施設能力は、24 時間安定した供給を確保するためのバックアップ能力を見込んでいる。これは、企業団（受水）が断水した場合でも、24 時間以内に復旧することを想定して決定している。

[組織]

- ・ 長沢浄水場の 1 期工事施設は平成 25 年 4 月より給水を開始している。一方、潮見台浄水場は長沢浄水場給水開始の 1 年前である平成 23 年度末に廃止している。これは、施設の再構築に併せて組織の見直しを行うにあたり、年度毎の定年退職者数との見合いで潮見台浄水場の廃止時期を定めたものである。なお、潮見台浄水場が廃止されてから長沢浄水場が給水開始となるまでの 1 年間は、企業団からの受水を増量して対応した。
- ・ 生田浄水場は工業用水道施設を有しており、その施設能力が上水道と比較して大きいことから、上水道施設が廃止となっても運転管理に要する人員に関して大きな影響はないものと考えている。
- ・ 再構築計画にあたり、平成 28 年度までの 10 年間は建設工事が増大しており、これに伴い人員も増加している。そのため、平成 28 年度以降の組織体制について今後検討していく必要がある。

[水源の位置づけ]

- ・ 地下水は地域に残る貴重な水資源とする。
- ・ 相模川表流水は他事業体と共同して開発しており、県全体として利用する体制となっている。また、水利権については、県が代表して国と協議・申請して、水利権を得ている。
- ・ 水利権を同じとする大規模事業体と企業団の 5 団体で定期的に連絡会を開催している。平成 20 年度に知事の発案で、5 団体で水道の理想像について 1~2 年をかけて検討し、報告書を取りまとめた経過がある。現在は新水道ビジョンに対応した水道事業ビジョンの改定に向けて各団体間で整合を図るために会議を開催している。

○ 各水道事業体での実情や問題点として、以下の意見が述べられた。

[施設能力の再編]

- ・ 水需要と施設能力に乖離が生じているが、施設の予備力の設定方法について苦慮している。
- ・ 利用者との検討会の場で、「平常時の供給はもとより、非常時にも水道水を供給してほしい」との意見があった。利用者と検討を重ねながら、施設能力を決定していきたいと考えている。
- ・ 水道施設設計指針に基づいて施設能力を設定している。
- ・ 複数ある浄水場の中で、建設年度が新しい浄水場を優先的に存続させることを検討している。

[広域化]

- ・ 水道普及率が低い事業体では、水道普及率を高めるための施策を実施する必要があり、広域化には結びつかない場合がある。
- ・ 水道行政が管内の水道事業体を集めて定期的に会議を開催しているが、水道情報の連絡、共有やアセットマネジメント実施等のお願いなどが主要であり、広域化についての話し合いの場は持っていない。
- ・ 近隣の複数の水道事業体の経営がかなり厳しい状況となれば、広域化に発展するが、アセットマネジメントを実施し、当面持続した経営ができると判断されれば広域化がなかなか進まないのが実状である。
- ・ 各水道事業体で成り立ちや状況が異なるため、トップダウンでなければ広域化が推進されないと考える。
- ・ 地形、地理的に広域化で対応することが不適切な事業体も存在する。この場合は、人的な共同化、市町村合併、自前の体力をつけていくしかないと考えられる。

グループ 4

児玉 政一 様、小林 紀人 様（神奈川県企業庁企業局 水道部計画課）をはじめとして、「かながわ方式による水ビジネス～箱根地区水道事業包括委託～」をテーマにグループ討議を行った。

○ 神奈川県企業庁企業局の取り組みに対して、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 官民連携による民間企業の参入には、利益を出すためにもある程度の事業規模が必要と考えるが、箱根地区水道事業はそれほど大きくない。今後の課題にも企業のモチベーションを上げるための方策が必要とあるように、企業にとっては利益よりもノウハウ習得がメインなのか。

→ 箱根地区を単独で、料金収入のみで運営しようとする、起伏の激しい地形でありポンプの電力等も高いため赤字となる。そのため、今回委託は従来県が運営するうえでかかっていた費用をベースとして、委託費として支払いをしている。この委託の狙いは費用削減ではなく、民間企業に事業運営のノウハウを習得するためのフィールドを提供することを目的としている。ただし、民間企業の創意工夫により、利益を確保することも可能と考えている。また、今回委託の形式は日本初の試みであるので、この形式が将来拡大する場合、先行者利益が得られるものと考えている。

- ・ 民間事業者が経営破綻したり、撤退したりするリスクについてはどのように考えているか。

→ 今回委託では、選定事業者が行っている他の事業の影響を受けないようにSPC設立を条件としており、委託事業単独での資金計画、収支状況を確認できるようにしている。また、SPC が破綻しないよう、資金不足になった場合の対応策をプロポーザルの時に提案させている。なお、契約終了後に工事不良等の瑕疵が発見された場合はSPC への出資比率で筆頭となっている会社が責任を持って対応することと契約書に定めている。

- ・ 委託期間の5年間はどのように設定されたのか。

→ PFI 事業では20年ほどの事業期間が多いが、今回委託は民間が投下した資金を回収するといったスキームではないので、長期間は必要ないと考えられる。また、はじめての委託形式ということもあり、長期間はリスクが大きいと考えられる。このような点を考慮しつつ、ノウハウ習得のためには5年くらいは必要なのではないかということで期間を設定している。

- ・ 5年後はどういった展開になるのか。
 - 本年度事業を開始したばかりであり明確には決まっていないが、今回委託での成果を踏まえつつ、フィールド提供を続けていくものと想定している。
- 官民連携一般について、以下のような議論があった。
 - ・ 料金徴収業務の委託更新時期が近付いているが、どのようにして現在の委託内容での不都合な点を解消すればよいか。
 - ・ 現在の受託者や管理している職員から不都合がある部分をヒアリングし、課題を洗い出してはどうか。
 - ・ 技術的な問題点については専門のコンサルタントへ、法律的な問題点については弁護士に相談することも有効と考えられる。
 - ・ 委託を発注しても毎回同じ業者が受注し、委託費が下がらない。
 - ・ 委託することで事業体の中にノウハウが失われ、民間会社に主導権を握られるのは怖いと感じている。
 - ・ 民間側も人手不足になりつつあり、受託したくてもできなくなっている傾向が見受けられる。
 - ・ 委託費削減のため、委託範囲を縮小し職員直轄での業務に切替えているところもある。
- 広域化・広域連携について、以下のような議論があった。
 - ・ 資器材の共同購入など小さなところから連携を始めているが、事業体内の簡易水道の統合が終わっていないこと、また各市町村間での料金格差などがネックとなり、協議が進行しない状況が見受けられる。
 - ・ 費用的に損をするようであれば、広域化の協議をすることは難しいと考えられる。
- 海外展開について、以下のような議論があった。
 - ・ かながわ方式における海外展開は、STEP 2 までで神奈川県と民間会社が協力しつつ、そこで育った民間会社が STEP 3 として、自力で海外展開を行うことを想定している。
 - ・ 他市では事業体が民間会社を率先して売り込み、海外展開を支援している事例もある。

7 主催者挨拶

厚生労働省健康局水道課 課長補佐 松田 尚之

8 閉会

配付資料

資料-1 新水道ビジョンの推進について

資料-2-1 お客様と協働した取組み～ウォーターメイトなど～

資料-2-2 利根川・荒川水系を水源とする水道事業者の連携

資料-2-3 川崎市におけるダウンサイジングを踏まえた強靱な施設再構築の取組み

資料-2-4 かながわ方式による水ビジネス～箱根地区水道事業包括委託～

資料-3 グループディスカッションの進め方について

出席者名簿